

平成25年7月18日

職員宿舎入居者 各位

学 長

「国立大学法人山口大学宿舎規則の一部改正」
及び「宿舎使用料の見直し」について（通知）

入居者の皆様におかれましては、平素より本学宿舎規則を遵守し、ご使用いただきありがとうございます。

この度、副学長（財務施設担当）の諮問機関である「職員宿舎の在り方検討会」の報告を受け、役員会において承認され、宿舎の貸与期間に限度を設ける宿舎規則の改正を行いましたのでお知らせします。この改正により、平成25年10月1日から入居者の貸与期間は通算で10年が限度となります。ただし、平成25年9月末までの入居者については、平成25年10月1日から起算することとしました。

また、本学の宿舎使用料については、国立大学法人山口大学宿舎規則実施要項により国家公務員宿舎法施行令に準じて算定するとされており、国家公務員宿舎の宿舎使用料が平成26年4月から段階的に引き上げられることから、同様に引き上げることとしますので併せてお知らせいたします。

なお、本件は「国家公務員宿舎の削減計画」、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」等の国の方針を踏まえ、本学の宿舎の老朽化や財務状況等を考慮して決定しました。入居者の皆様にはご理解をいただき、今後も本学の宿舎運営にご協力いただきますようお願いいたします。

この件に関する問い合わせ先

吉田地区：財務部経理課経理係 083(933)5105

小串地区：医学部経営管理課契約第三係 0836(22)2050

常盤地区：工学部会計課契約第二係 0836(85)9007